

結果の概要

I 少年鑑別所

1 収容状況

平成22年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は895人で、前年に比べ59人（6.2%）減少している。これを男女別に見ると、男子が800人（構成比89.4%）、女子が95人（同10.6%）となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、平成15年まではほぼ横ばいで推移したが、同16年から減少している。

平成13年を100とした指数で見ると、同22年は、総数が60（男子が61、女子が56）となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成13年	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
人員	総数	1,487	1,480	1,485	1,357	1,271	1,178	1,036	986	954	895
	男	1,316	1,311	1,316	1,193	1,107	1,041	918	882	853	800
	女	171	168	169	165	165	137	117	104	101	95
指数	総数	100	100	100	91	85	79	70	66	64	60
	男	100	100	100	91	84	79	70	67	65	61
	女	100	98	99	96	96	80	68	61	59	56

(注) 1 統計表中の指数は小数第1位、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある（以下この結果の概要において同じ。）。

2 少年鑑別所の統計表（以下第13表まで同じ。）の1表（法務省ホームページにおける統計表番号「10-00-01」。以下同様とする。）参照

2 新収容人員の推移

平成22年における新収容人員は13,639人で、前年に比べ926人（6.4%）減少している。これを男女別に見ると、男子が12,189人（構成比89.4%）、女子が1,450人（同10.6%）となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりである。これを総数で見ると、平成15年までは増加傾向にあったが、同16年から減少している。

平成13年を100とした指数で見ると、同22年は、総数が59（男子が60、女子が54）となっている。

第2表 新収容人員の推移

区分	平成13年	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
人員	総数	22,978	22,767	23,063	21,031	19,626	18,171	15,800	15,098	14,565	13,639
	男	20,304	20,136	20,416	18,480	17,085	16,017	14,012	13,504	13,026	12,189
	女	2,674	2,631	2,647	2,551	2,541	2,154	1,788	1,594	1,539	1,450
指数	総数	100	99	100	92	85	79	69	66	63	59
	男	100	99	101	91	84	79	69	67	64	60
	女	100	98	99	95	95	81	67	60	58	54

(注) 1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置又はその他（勾留状、引致状等による入所）により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送による入所の者は含んでいない（用語の解説参照）。

2 1表（10-00-01）参照

3 新収容者の年齢

平成22年における新収容者の人員は13,085人で、前年に比べ941人（6.7%）減少している。これを男女別に見ると、男子が11,699人（構成比89.4%）、女子が1,386人（同10.6%）となっている。

新収容者の年齢別構成比は、第3表のとおりである。調査年（平成22年）の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数で見ると、17歳が19.5%と最も高く、次いで16歳が18.8%、19歳が17.8%の順となっている。また、前年に比べ13歳以下・14歳・15歳の年少少年が2.0ポイント上昇し、16歳・17歳の中間少年が1.4ポイント、18歳・19歳・20歳以上の年長少年が0.4ポイント低下している。

これを男女別に見ると、男子は17歳が19.9%と最も高く、次いで16歳が18.7%、19歳が18.2%の順となっており、女子は16歳が19.4%と最も高く、次いで15歳が19.3%、14歳が17.2%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別構成比

区分	総数	年少少年			中間少年			年長少年					
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上				
人員	総数	13,085	3,581	149	1,436	1,996	5,009	2,456	2,553	4,495	2,097	2,325	73
	男	11,699	3,045	119	1,198	1,728	4,513	2,187	2,326	4,141	1,942	2,129	70
	女	1,386	536	30	238	268	496	269	227	354	155	196	3
構成比	総数	100.0	27.4	1.1	11.0	15.3	38.3	18.8	19.5	34.4	16.0	17.8	0.6
	男	100.0	26.0	1.0	10.2	14.8	38.6	18.7	19.9	35.4	16.6	18.2	0.6
	女	100.0	38.7	2.2	17.2	19.3	35.8	19.4	16.4	25.5	11.2	14.1	0.2
前年の構成比	100.0	25.4	1.0	10.0	14.4	39.7	19.5	20.2	34.8	17.0	17.3	0.5	

(注) 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう（用語の解説参照）。

2 前年の構成比とは、前年（平成21年）の総数に対する構成比である（以下この結果の概要において同じ）。

3 5表（10-00-05）参照

4 新収容者の非行名

平成22年における新収容者の非行名別人員は、第4表のとおりである。総数で刑法犯、特別法犯及びぐ犯別にそれぞれ構成比を見ると、刑法犯が79.5%、特別法犯が16.5%、ぐ犯が4.0%で、前年に比べ刑法犯が0.5ポイント、特別法犯が0.1ポイント上昇し、ぐ犯が0.7ポイント低下している。

これを非行名別の構成比で前年と比べて見ると、構成比の高い順に、窃盗が0.4ポイント低下して38.1%（人員は前年と比べ417人減少）、傷害が2.1ポイント上昇して19.4%（人員は前年と比べ106人増加）、道路交通法違反が0.6ポイント上昇して11.0%（人員は前年と比べ23人減少）の順となっている。

次に、男女別に非行名別の構成比を見ると、男子は窃盗が39.0%と最も高く、次いで傷害が19.3%、道路交通法違反が12.0%の順となっている。女子は窃盗が29.8%と最も高く、次いで傷害が20.1%、ぐ犯が16.3%の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員

非 行 名	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	13,085	100.0 (100.0)	11,699	100.0	1,386	100.0
刑 法 犯	10,408	79.5 (79.0)	9,519	81.4	889	64.1
公 務 執 行 妨 害	137	1.0 (0.9)	130	1.1	7	0.5
放 火	43	0.3 (0.6)	37	0.3	6	0.4
住 居 侵 入	230	1.8 (1.6)	214	1.8	16	1.2
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	358	2.7 (2.3)	351	3.0	7	0.5
殺 人	23	0.2 (0.2)	16	0.1	7	0.5
傷 害	2,536	19.4 (17.3)	2,257	19.3	279	20.1
自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	142	1.1 (1.0)	138	1.2	4	0.3
窃 盗	4,979	38.1 (38.5)	4,566	39.0	413	29.8
強 盗	374	2.9 (4.4)	355	3.0	19	1.4
詐 欺	230	1.8 (1.8)	193	1.6	37	2.7
恐 喝	652	5.0 (5.3)	609	5.2	43	3.1
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	118	0.9 (0.9)	106	0.9	12	0.9
そ の 他	586	4.5 (4.0)	547	4.7	39	2.8
特 別 法 犯	2,155	16.5 (16.4)	1,884	16.1	271	19.6
覚 せ い 剤 取 締 法	211	1.6 (1.6)	83	0.7	128	9.2
道 路 交 通 法	1,438	11.0 (10.4)	1,402	12.0	36	2.6
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	68	0.5 (0.8)	41	0.4	27	1.9
そ の 他	438	3.3 (3.6)	358	3.1	80	5.8
ぐ 犯	522	4.0 (4.7)	296	2.5	226	16.3

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷、強姦には同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 () 内の数は、前年の構成比である。

3 6表(10-00-06)から8表(10-00-08)まで参照

5 新収容者の入所回数

平成22年における新収容者の入所回数別人員は、第5表のとおりである。初入者と再入者（入所2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が70.5%、再入者が29.5%で、前年に比べ再入者は0.2ポイント低下している。

第5表 新収容者の入所回数別人員

区 分	総 数	初 回	2 回	3 回	4 回	5回以上
人 員	13,085	9,231	2,508	857	314	175
(構 成 比)	(100.0)	(70.5)	(19.2)	(6.5)	(2.4)	(1.3)
前 年 の 構 成 比	100.0	70.3	19.7	6.3	2.4	1.3

(注) 11表(10-00-11)参照

6 新収容者の非行時の身上

平成22年における新収容者の非行時の身上は、第6表のとおりである。非行時の身上に該当のある者となない者について、総数で構成比を見ると、該当のある者27.9%、該当のない者71.1%で、前年に比べ該当のある者は0.2ポイント低下している。該当のある者を男女別に見ると、男子が28.9%、女子が19.7%で、前年（男子29.1%、女子19.0%）に比べ、非行時の身上に該当のある者の比率は男子は

低下しているが、女子は上昇している。

次に、該当のある者（27.9%）について、その構成比から内訳を見ると、1号観察中が17.8%と最も高く、次いで2号観察中が7.6%、試験観察中が1.8%の順となっている。

第6表 新収容者の非行時の身上

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	13,085	100.0 (100.0)	11,699	100.0	1,386	100.0
該 当 あり	3,656	27.9 (28.1)	3,383	28.9	273	19.7
1 号 観 察 中	2,334	17.8 (18.7)	2,164	18.5	170	12.3
2 号 観 察 中	989	7.6 (6.8)	937	8.0	52	3.8
試 験 観 察 中	33	0.3 (0.3)	30	0.3	3	0.2
補 導 委 託 在 宅	207	1.6 (1.7)	177	1.5	30	2.2
刑 執 行 猶 予 中	2	0.0 (0.0)	2	0.0	-	-
施 設 在 所 中	91	0.7 (0.5)	73	0.6	18	1.3
該 当 な し	9,302	71.1 (70.5)	8,198	70.1	1,104	79.7
不 詳	127	1.0 (1.4)	118	1.0	9	0.6

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 12表(10-00-12)参照

7 新収容者の居住状況

平成22年における新収容者の居住状況別人員は、第7表のとおりである。総数でその構成比を見ると、家族と居住が84.2%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が4.0%、知人宅が2.5%の順となっている。家族と居住の割合は、前年に比べ0.3ポイント低下している。

次に、男女別に居住状況別人員の構成比を見ると、男子は家族と居住が85.4%、アパート・下宿・間借り・寮が3.9%、知人宅が2.3%の順となっており、女子は家族と居住が74.4%、同棲及びアパート・下宿・間借り・寮がそれぞれ5.0%の順となっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	13,085	100.0 (100.0)	11,699	100.0	1,386	100.0
家 族 と 居 住	11,019	84.2 (84.5)	9,988	85.4	1,031	74.4
同 棲	217	1.7 (1.7)	148	1.3	69	5.0
アパ ー ト ・ 下 宿 ・ 間 借 り ・ 寮	526	4.0 (3.9)	457	3.9	69	5.0
住 込 み	54	0.4 (0.5)	53	0.5	1	0.1
作 業 員 宿 舎	26	0.2 (0.2)	23	0.2	3	0.2
知 人 宅	322	2.5 (1.9)	267	2.3	55	4.0
施 設 在 所	190	1.5 (1.3)	150	1.3	40	2.9
不 良 者 の 居 所	85	0.6 (0.8)	62	0.5	23	1.7
浮 浪 者	142	1.1 (1.0)	120	1.0	22	1.6
旅 館 ・ ホ テ ル	14	0.1 (0.1)	10	0.1	4	0.3
不 定 住	260	2.0 (2.1)	213	1.8	47	3.4
そ の 他	55	0.4 (0.4)	44	0.4	11	0.8
不 詳	175	1.3 (1.6)	164	1.4	11	0.8

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 16表(10-00-16)参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

平成22年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時において不良集団に関係のある者とない者について、それぞれの構成比を見ると、関係のある者42.0%、関係のない者55.7%である。

次に、不良集団に関係のある者（5,496人）のみについて、非行名別構成比を見ると、窃盗が36.4%（2,001人）と最も高く、次いで傷害が20.8%（1,143人）、道路交通法違反が17.8%（978人）の順となっている。同様に、関係のない者（7,283人）のみについて、非行名別構成比を見ると、窃盗が39.0%（2,838人）と最も高く、次いで傷害が18.7%（1,365人）、道路交通法違反が5.9%（428人）の順となっている。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総 数	あ り	不良生徒・地域不良 学生集団 集 団				暴走族	暴力団	な し	不 詳
総 数	100.0 [13,085]	42.0 [5,496]	11.3 [1,475]	23.6 [3,085]	6.0 [791]	1.1 [145]		55.7 [7,283]	2.3 [306]	
		(100.0)						(100.0)		
刑 法 犯	100.0	(75.0)	39.6	12.7	22.3	3.7	0.9	(83.0)	58.1	2.3
公務執行妨害	100.0	(0.9)	35.0	6.6	22.6	5.8	-	(1.2)	62.8	2.2
放火	100.0	(0.1)	11.6	4.7	7.0	-	-	(0.5)	88.4	-
住居侵入	100.0	(1.5)	35.2	13.5	20.4	1.3	-	(1.9)	60.9	3.9
強制わいせつ・強姦	100.0	(1.0)	15.9	4.2	10.1	1.7	-	(4.1)	82.4	1.7
殺人	100.0	(0.0)	8.7	4.3	4.3	-	-	(0.3)	91.3	-
傷害	100.0	(20.8)	45.1	16.9	20.7	6.6	0.9	(18.7)	53.8	1.1
自動車運転過失致死傷	100.0	(0.8)	32.4	7.7	19.7	4.2	0.7	(1.3)	66.9	0.7
窃盗	100.0	(36.4)	40.2	12.4	24.6	2.4	0.7	(39.0)	57.0	2.8
強盗	100.0	(2.5)	37.4	7.0	23.8	5.3	1.3	(3.1)	61.2	1.3
詐欺	100.0	(1.1)	26.1	5.2	15.7	2.2	3.0	(2.1)	67.4	6.5
恐喝	100.0	(5.1)	42.6	10.4	25.3	4.6	2.3	(4.8)	53.7	3.7
暴力行為等処罰に関する法律	100.0	(0.7)	33.9	13.6	16.9	1.7	1.7	(1.0)	64.4	1.7
その他の	100.0	(4.0)	37.7	13.7	19.3	3.8	1.0	(4.9)	60.6	1.7
特 別 法 犯	100.0	(21.8)	55.5	3.7	31.9	18.2	1.7	(12.4)	41.9	2.6
覚せい剤取締法	100.0	(1.2)	31.8	1.4	21.3	3.3	5.7	(1.8)	61.6	6.6
道路交通法	100.0	(17.8)	68.0	4.5	36.4	26.6	0.6	(5.9)	29.8	2.2
毒物及び劇物取締法	100.0	(0.9)	69.1	7.4	60.3	1.5	-	(0.3)	29.4	1.5
その他の	100.0	(1.9)	23.7	1.8	17.8	0.7	3.4	(4.4)	74.0	2.3
ぐ 犯	100.0	(3.2)	34.1	14.8	14.9	1.9	2.5	(4.6)	64.8	1.1
前年の構成比	100.0		41.8	9.8	24.7	6.1	1.2		55.5	2.8

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷、強姦には同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 [] 内の数は実人員であり、() 内の数は不良集団に関係のある者又はない者の非行名別構成比である。

3 20表（10-00-20）参照

9 新収容者の薬物等使用関係

平成22年における新収容者の薬物等使用関係別人員は、第9表のとおりである。非行時において薬物等を使用していた者としていない者について、それぞれの構成比を見ると、使用していた者6.0%、使用していない者92.5%で、非行時において薬物等を使用していた者の割合は平成4年以降低下傾向にある。

次に、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子が4.6%となっているのに対し、女子は17.2%で、男子に比べ女子の薬物等使用の割合が高くなっている。なお、男子は前年の5.4%から0.8ポイント低下しており、女子は19.2%から2.0ポイント低下した。

さらに、薬物等を使用していた者について、男女別で使用薬物等の種類別にその構成比を見ると、男子が大麻1.3%、有機溶剤1.2%の順となっており、女子は覚せい剤9.7%、有機溶剤3.2%の順となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	13,085	100.0 (100.0)	11,699	100.0	1,386	100.0
あ り	779	6.0 (6.8)	541	4.6	238	17.2
麻 薬 ・ あ れ	52	0.4 (0.2)	42	0.4	10	0.7
大 麻	188	1.4 (1.7)	154	1.3	34	2.5
覚 せ い	247	1.9 (1.8)	113	1.0	134	9.7
有 機 溶	188	1.4 (2.1)	144	1.2	44	3.2
そ の 他	104	0.8 (0.9)	88	0.8	16	1.2
な し	12,099	92.5 (91.4)	10,963	93.7	1,136	82.0
不 詳	207	1.6 (1.8)	195	1.7	12	0.9

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 20表(10-00-20)参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

平成22年における新収容者の鑑別判定別審判決定等は、第10表のとおりである。鑑別判定の内訳を構成比で見ると、少年院送致が44.0%と最も高く、次いで在宅保護のうち保護観察（以下本項において「保護観察」という。）が40.0%となっている。

次に、審判決定等の内訳を構成比で見ると、保護観察が44.4%と最も高く、次いで少年院送致が27.7%、試験観察が12.3%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察が84.2%と最も高く、次いで少年院送致が58.7%、保護不適のうち検察官送致が55.9%の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等

審判決定等 鑑別判定		総 数	保 護 処 分			知事・ 児童相 談所長 送 致	検察官 送 致	審判不 開始・ 不処分	観護 措置の 取消し	試験 観 察	その他		
			保 護 観 察	児童自 立支援 施設・ 児童養 護施設 送 致	少年院 送 致								
人 員	総 数	13,085	5,816	288	3,624	88	210	124	1,326	1,609	-		
	保 護 不 要	61	52	-	1	-	-	3	-	5	-		
	在 宅 保 護	保 護 観 察	5,233	4,404	7	49	18	1	51	149	554	-	
		そ の 他	68	19	4	2	26	-	1	-	16	-	
	少 年 院 送 致	5,762	1,211	49	3,384	15	43	31	88	941	-		
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	428	65	225	27	27	-	1	5	78	-		
	保 護 不 適	検 察 官 送 致	127	14	-	29	-	71	2	10	1	-	
		そ の 他	7	1	-	1	-	1	3	1	-	-	
	保 留	349	22	-	23	-	32	13	255	4	-		
判 定 未 了	866	7	-	10	-	42	11	796	-	-			
そ の 他	184	21	3	98	2	20	8	22	10	-			
構 成 比	総 数	(100.0)	100.0	44.4	2.2	27.7	0.7	1.6	0.9	10.1	12.3	-	
	保 護 不 要	(0.5)	100.0	85.2	-	1.6	-	-	4.9	-	8.2	-	
	在 宅 保 護	保 護 観 察	(40.0)	100.0	84.2	0.1	0.9	0.3	0.0	1.0	2.8	10.6	-
		そ の 他	(0.5)	100.0	27.9	5.9	2.9	38.2	-	1.5	-	23.5	-
	少 年 院 送 致	(44.0)	100.0	21.0	0.9	58.7	0.3	0.7	0.5	1.5	16.3	-	
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	(3.3)	100.0	15.2	52.6	6.3	6.3	-	0.2	1.2	18.2	-	
	保 護 不 適	検 察 官 送 致	(1.0)	100.0	11.0	-	22.8	-	55.9	1.6	7.9	0.8	-
		そ の 他	(0.1)	100.0	14.3	-	14.3	-	14.3	42.9	14.3	-	-
	保 留	(2.7)	100.0	6.3	-	6.6	-	9.2	3.7	73.1	1.1	-	
判 定 未 了	(6.6)	100.0	0.8	-	1.2	-	4.8	1.3	91.9	-	-		
そ の 他	(1.4)	100.0	11.4	1.6	53.3	1.1	10.9	4.3	12.0	5.4	-		

(注) 1 () 内の数は、鑑別判定の内訳の構成比である。

2 27表(10-00-27)参照

11 鑑別の受付人員

平成22年における鑑別の受付人員は46,614人で、前年に比べ122人(0.3%)増加している。

最近5年間の鑑別の受付人員の構成比は、第11表のとおりである。その内訳の推移を見ると、家庭裁判所関係は前年と比べ2.1ポイント、一般は2.0ポイントそれぞれ低下し、法務省関係は4.1ポイント上昇している。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区 分	総 数	家 庭 裁判所 関 係				法 務 省 関 係				一 般
		自 所 収 容 者	在 宅 者	そ の 他	検 察	矯 正	保 護			
平成18年	100.0	40.7	39.8	0.9	0.1	18.1	0.0	5.0	13.1	41.2
19	100.0	37.3	36.5	0.7	0.0	18.7	0.0	7.1	11.6	44.0
20	100.0	35.1	34.5	0.6	0.0	17.3	0.0	7.8	9.5	47.5
21	100.0	32.6	32.1	0.5	0.0	16.6	0.0	7.2	9.3	50.8
22	100.0	30.5	30.0	0.5	0.0	20.7	0.0	9.0	11.6	48.8
	(46,614)	(14,223)	(13,992)	(220)	(11)	(9,634)	(5)	(4,199)	(5,430)	(22,757)
対前年比 (%)	0.3	-6.2	-6.3	-5.2	37.5	25.0	25.0	25.0	24.9	-3.6

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 3表(10-00-03)参照

12 鑑別の終了人員

平成22年における鑑別の終了人員は受付人員の96.3%に当たる44,894人で、前年に比べ424人(1.0%)増加している。

最近5年間の鑑別の終了人員の構成比は、第12表のとおりである。その内訳の推移を見ると、家庭裁判所関係は前年と比べ1.5ポイント、一般は2.4ポイントそれぞれ低下し、法務省関係は3.9ポイント上昇している。

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区 分	総 数	家 庭 裁判所 関 係				法 務 省 関 係				一 般
		自 所 収 容 者	在 宅 者	そ の 他	検 察	矯 正	保 護			
平成18年	100.0	41.2	40.1	1.1	0.0	19.6	0.0	4.2	15.4	39.2
19	100.0	38.0	37.1	0.9	0.1	19.0	0.0	5.3	13.7	43.0
20	100.0	32.2	31.6	0.6	0.0	18.1	0.0	8.2	9.9	49.7
21	100.0	29.4	28.8	0.5	0.0	17.5	0.0	7.6	10.0	53.1
22	100.0	27.9	27.4	0.5	0.0	21.4	0.0	9.3	12.1	50.7
	(44,894)	(12,546)	(12,320)	(215)	(11)	(9,591)	(5)	(4,167)	(5,419)	(22,757)
対前年比 (%)	1.0	-3.9	-3.9	-4.9	37.5	23.0	25.0	24.1	22.2	-3.6

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 3表(10-00-03)参照

13 退所者の退所事由別人員

平成22年における退所者（逃走及び施設間の移送を除く。）は13,673人で、前年に比べ987人（6.7%）減少している。これを男女別に見ると、男子が12,208人（構成比89.3%）、女子が1,465人（同10.7%）となっている。

退所者の退所事由別人員は、第13表のとおりである。その内訳を見ると、保護観察が5,816人と最も多く、次いで少年院送致が3,624人、試験観察が1,609人の順となっている。

退所事由別人員の構成比を前年と比べて見ると、保護観察が1.1ポイント上昇し、少年院送致が0.6ポイント、試験観察が0.2ポイント低下している。

第13表 退所者の退所事由別人員

区分	総数	保 護 処 分			知事・児童相談所 長送致	検察官 送 致	審判不 開始・ 不処分	観 護 措置の 取消し	試 験 観 察	その他
		保 護 観 察	児童自立 支援施設 ・児童養護 施設送致	少年院 送 致						
総数	13,673	5,816	288	3,624	88	210	124	1,326	1,609	588
人員										
男	12,208	5,275	206	3,290	65	201	102	1,211	1,349	509
女	1,465	541	82	334	23	9	22	115	260	79
(構成比)	(100.0)	(42.5)	(2.1)	(26.5)	(0.6)	(1.5)	(0.9)	(9.7)	(11.8)	(4.3)
前年の 構成比	100.0	41.4	2.0	27.1	0.6	1.5	0.9	10.1	12.0	4.3

(注) 1表(10-00-01)参照

II 少年院

1 収容状況

平成22年における全国の少年院の1日平均収容人員は3,410人で、前年に比べ169人（4.7%）減少している。これを男女別に見ると、男子が3,056人（構成比89.6%）、女子が354人（同10.4%）となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、平成21年に若干増加しているものの全体として減少傾向にある。

平成13年を100とした指数で見ると、同22年は、総数が71（男子が71、女子が67）となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成13年	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
人員	総数	4,807	4,794	4,726	4,585	4,217	4,017	3,716	3,474	3,579	3,410
	男	4,280	4,291	4,267	4,124	3,729	3,548	3,309	3,083	3,183	3,056
	女	526	502	459	462	487	469	407	391	396	354
指数	総数	100	100	98	95	88	84	77	72	74	71
	男	100	100	100	96	87	83	77	72	74	71
	女	100	95	87	88	93	89	77	74	75	67

（注）少年院の統計表（以下第20表まで同じ。）の1表（10-00-01）参照

2 新収容者の人員

平成22年における新収容者の人員は3,619人で、前年に比べ343人（8.7%）減少している。これを男女別に見ると、男子が3,285人（構成比90.8%）、女子が334人（同9.2%）となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりである。これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成13年を100とした指数で見ると、同22年は、総数が60（男子が61、女子が54）となっている。

第2表 新収容者の人員の推移

区分	平成13年	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
人員	総数	6,008	5,962	5,823	5,300	4,878	4,482	4,074	3,971	3,962	3,619
	男	5,393	5,408	5,283	4,772	4,299	3,996	3,665	3,583	3,544	3,285
	女	615	554	540	528	579	486	409	388	418	334
指数	総数	100	99	97	88	81	75	68	66	66	60
	男	100	100	98	88	80	74	68	66	66	61
	女	100	90	88	86	94	79	67	63	68	54

（注）1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう（用語の解説参照）。

2 7表（10-00-07）参照

3 新収容者の年齢

平成22年における新収容者の年齢別・処遇区分別構成比は、第3表のとおりである。総数の年齢別構成比を見ると、19歳が21.2%と最も多く、次いで17歳が21.0%となっている。また、前年に比べ13歳以下・14歳・15歳の年少少年が1.8ポイント上昇、16・17歳の中間少年は1.1ポイント低下、18歳・19歳・20歳以上の年長少年は0.6ポイント低下している。

男女別で年齢別構成比が多い順に3つ挙げると、男子は19歳、17歳、18歳となり、女子は17歳、15歳、16歳となっている。

次に、処遇区分別に男女別の年齢別構成比の最も高いものを見ると、一般短期処遇では男子が17歳の24.4%、女子が15歳の25.4%、特修短期処遇では男子が15歳の29.4%、女子は同処遇区分の該当者がなく、長期処遇では男子が19歳の24.4%、女子が17歳の21.8%となっている。

第3表 新収容者の年齢別・処遇区分別構成比

区 分		総 数	年 少 少 年			中 間 少 年			年 長 少 年					
			13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上				
人 員	総 数	3,619	744	13	248	483	1,439	679	760	1,436	665	769	2	
	男	3,285	647	12	221	414	1,303	613	690	1,335	623	710	2	
	女	334	97	1	27	69	136	66	70	101	42	59	－	
構 成 比	総 数	100.0	20.6	0.4	6.9	13.3	39.8	18.8	21.0	39.7	18.4	21.2	0.1	
	男	100.0	19.7	0.4	6.7	12.6	39.7	18.7	21.0	40.6	19.0	21.6	0.1	
	女	100.0	29.0	0.3	8.1	20.7	40.7	19.8	21.0	30.2	12.6	17.7	－	
前年の構成比		100.0	18.8	0.1	6.4	12.3	40.9	19.5	21.4	40.3	20.2	20.0	0.1	
処 遇 区 分	一般短期処遇	男	100.0	19.6	0.1	5.4	14.2	47.5	23.1	24.4	32.9	18.9	13.9	－
		女	100.0	40.7	－	15.3	25.4	39.0	22.0	16.9	20.3	8.5	11.9	－
	特修短期処遇	男	100.0	41.2	－	11.8	29.4	26.5	11.8	14.7	32.4	20.6	11.8	－
		女	100.0	19.4	0.5	7.1	11.8	37.1	17.2	19.9	43.5	19.0	24.4	0.1
	長期処遇	男	100.0	19.4	0.5	7.1	11.8	37.1	17.2	19.9	43.5	19.0	24.4	0.1
		女	100.0	26.5	0.4	6.5	19.6	41.1	19.3	21.8	32.4	13.5	18.9	－

(注) 24表(10-00-24)参照

4 新収容者の少年院の種別及び処遇区分

平成22年における新収容者の少年院の種別及び処遇区分別人員は、第4表のとおりである。新収容者を少年院の種別の構成比で見ると、中等が78.2%と最も高く、次いで初等が18.2%、医療が1.9%、特別が1.7%となっている。前年に比べ初等が1.7ポイント上昇し、中等が1.5ポイント低下している。

次に、新収容者を処遇区分別の構成比で見ると、長期処遇が74.2%と最も高く、次いで一般短期処遇が24.8%、特修短期処遇が0.9%となっている。

第4表 新収容者の少年院の種別及び処遇区分別人員

種別 処遇区分	総数	初等	中等	特別	医療
総数	3,619	658	2,830	61	70
	(100.0)	(18.2)	(78.2)	(1.7)	(1.9)
一般短期処遇	899	165	734	—	—
特修短期処遇	34	10	24	—	—
長期処遇	2,686	483	2,072	61	70
前年の構成比	100.0	16.5	79.7	1.7	2.1

(注) 1 () 内の数は、総数の構成比である。

2 10表(10-00-10)参照

5 新収容者の非行名

平成22年における新収容者の非行名別人員は、第5表のとおりである。新収容者の総数につき、刑法犯、特別法犯及びぐ犯別の構成比を見ると、刑法犯が81.5%、特別法犯が15.9%、ぐ犯が2.7%で、前年に比べ刑法犯が0.4ポイント、特別法犯が0.6ポイント上昇し、ぐ犯が0.8ポイント低下している。

これを非行名別の構成比で前年と比べてみると、構成比の高い順に、窃盗が0.1ポイント上昇して37.6%（人員は前年と比べ122人減少）、傷害が2.4ポイント上昇して19.9%（人員は前年と比べ26人増加）となり、道路交通法違反が1.0ポイント上昇して9.1%（人員は前年と比べ7人増加）の順となっている。

次に、男女別に非行名別の構成比を見ると、男子は窃盗が39.2%と最も高く、次いで傷害が19.8%、道路交通法違反が9.9%の順となっている。女子は窃盗が22.5%と最も高く、次いで覚せい剤取締法違反が21.9%、傷害が21.0%の順となっている。

第5表 新収容者の非行名別人員

非 行 名	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	3,619	100.0 (100.0)	3,285	100.0	334	100.0
刑 法 犯	2,949	81.5 (81.1)	2,761	84.0	188	56.3
公 務 執 行 妨 害	21	0.6 (0.5)	21	0.6	—	—
放 火	29	0.8 (0.9)	23	0.7	6	1.8
住 居 侵 入	34	0.9 (0.6)	32	1.0	2	0.6
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	167	4.6 (4.0)	165	5.0	2	0.6
殺 人	13	0.4 (0.5)	7	0.2	6	1.8
傷 害	719	19.9 (17.5)	649	19.8	70	21.0
自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	54	1.5 (1.3)	53	1.6	1	0.3
窃 盗	1,362	37.6 (37.5)	1,287	39.2	75	22.5
強 盗	190	5.3 (7.9)	185	5.6	5	1.5
詐 欺	60	1.7 (1.6)	57	1.7	3	0.9
恐 喝	189	5.2 (5.6)	177	5.4	12	3.6
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	7	0.2 (0.5)	7	0.2	—	—
そ の 他	104	2.9 (2.8)	98	3.0	6	1.8
特 別 法 犯	574	15.9 (15.3)	466	14.2	108	32.3
覚 せ い 剤 取 締 法	118	3.3 (3.6)	45	1.4	73	21.9
道 路 交 通 法	329	9.1 (8.1)	324	9.9	5	1.5
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	34	0.9 (1.1)	21	0.6	13	3.9
そ の 他	93	2.6 (2.5)	76	2.3	17	5.1
ぐ 犯	96	2.7 (3.5)	58	1.8	38	11.4

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷、強姦には同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 () 内の数は、前年の構成比である。

3 7表(10-00-07)参照

6 新収容者の入院回数

平成22年における新収容者の入院回数別人員は、第6表のとおりである。初入者と再入者(入院2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が81.2%、再入者が18.8%で、前年に比べ再入者が3.1ポイント上昇している。

第6表 新収容者の入院回数別人員

区 分	総 数	初 回	2 回	3 回	4 回以上
人 員	3,619	2,938	585	91	5
(構 成 比)	(100.0)	(81.2)	(16.2)	(2.5)	(0.1)
前 年 の 構 成 比	100.0	84.3	13.9	1.7	0.2

(注) 25表(10-00-25)参照

7 新収容者の薬物等使用関係

平成22年における新収容者の薬物等使用関係別人員は、第7表のとおりである。非行時において薬物等を使用していた者といない者について、総数の構成比を見ると、使用していた者12.6%、使用していない者87.3%で、前年に比べ使用していた者は0.1ポイント低下している。使用していた者（12.6%）について、その使用薬物等の種類を前年と比べてみると、覚せい剤が0.2ポイント上昇して4.5%、有機溶剤が0.4ポイント低下して3.5%となっている。

次に、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子が9.9%となっているのに対し、女子が38.6%となっている。

さらに、男女別にその構成比から使用薬物等の種類を見ると、男子は有機溶剤が3.1%と最も高く、次いで大麻が2.7%の順となっており、女子は覚せい剤が24.6%と最も高く、次いで有機溶剤が7.2%の順となっている。

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	3,619	100.0 (100.0)	3,285	100.0	334	100.0
あ り	455	12.6 (12.7)	326	9.9	129	38.6
麻 薬 ・ あ り	18	0.5 (0.4)	15	0.5	3	0.9
大 麻	103	2.8 (2.9)	88	2.7	15	4.5
覚 せ い 剤	162	4.5 (4.3)	80	2.4	82	24.6
有 機 溶 剤	125	3.5 (3.9)	101	3.1	24	7.2
そ の 他	47	1.3 (1.3)	42	1.3	5	1.5
な し	3,160	87.3 (87.1)	2,955	90.0	205	61.4
不 詳	4	0.1 (0.2)	4	0.1	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 14表(10-00-14)参照

8 新収容者の共犯関係

平成22年における新収容者の共犯関係別人員は、第8表のとおりである。共犯関係のある者となない者について、総数の構成比を見ると、共犯関係のある者57.8%、共犯関係のない者42.1%で、前年に比べ共犯関係のある者は3.4ポイント低下している。共犯関係のある者（57.8%）について、その内訳を前年と比べると、遊び仲間が4.0ポイント低下して38.0%、不良集団が0.4ポイント増加して10.9%となっている。

次に、男女別に共犯関係のある者の構成比を見ると、男子が58.7%、女子が49.4%となっている。

さらに、男女別にその構成比から共犯関係のある者の内訳を見ると、男女とも、遊び仲間（男子38.6%、女子32.0%）が最も高く、次いで不良集団（男子11.6%、女子4.5%）の順となっている。

第8表 新収容者の共犯関係別人員

区 分		総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総	数	3,619	100.0 (100.0)	3,285	100.0	334	100.0
あ	り	2,093	57.8 (61.2)	1,928	58.7	165	49.4
学 校 仲 間		167	4.6 (4.8)	153	4.7	14	4.2
遊 び 仲 間		1,376	38.0 (42.0)	1,269	38.6	107	32.0
職 場 仲 間		52	1.4 (0.9)	52	1.6	—	—
施 設 仲 間		20	0.6 (0.4)	15	0.5	5	1.5
親 族		32	0.9 (0.7)	26	0.8	6	1.8
行 き ず り		13	0.4 (0.3)	9	0.3	4	1.2
不 良 集 団		395	10.9 (10.5)	380	11.6	15	4.5
そ の 他		38	1.1 (1.7)	24	0.7	14	4.2
な し		1,523	42.1 (38.6)	1,354	41.2	169	50.6
不 詳		3	0.1 (0.2)	3	0.1	—	—

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 21表 (10-00-21) 参照

9 新収容者の非行時の身上

平成22年における新収容者の非行時の身上は、第9表のとおりである。非行時の身上に該当のある者とない者についてそれぞれ構成比を見ると、該当のある者57.8%、該当のない者42.2%で、前年に比べ該当のある者が2.0ポイント増加している。該当のある者(57.8%)について、その内訳を見ると、1号観察中が36.4%と最も高く、次いで2号観察中が15.5%、試験観察中が4.9%の順となっている。

次に、男女別に該当のある者の構成比を見ると、男子が59.1%、女子が44.6%で、前年(男子58.0%、女子37.3%)に比べ男子は1.1ポイント、女子は7.3ポイント上昇している。

第9表 新収容者の非行時の身上

区 分		総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総	数	3,619	100.0 (100.0)	3,285	100.0	334	100.0
該 当 あ り		2,091	57.8 (55.8)	1,942	59.1	149	44.6
1 号 観 察 中		1,317	36.4 (38.2)	1,232	37.5	85	25.4
2 号 観 察 中		562	15.5 (11.9)	528	16.1	34	10.2
試 験 観 察 中	補導委託 在宅	24	0.7 (0.8)	21	0.6	3	0.9
		154	4.3 (4.3)	132	4.0	22	6.6
刑 執 行 猶 予 中		1	0.0 (—)	1	0.0	—	—
施 設 在 所 中		33	0.9 (0.6)	28	0.9	5	1.5
該 当 な し		1,528	42.2 (44.2)	1,343	40.9	185	55.4
不 詳		—	— (—)	—	—	—	—

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 16表 (10-00-16) 参照

10 新収容者の非行時の職業

平成22年における新収容者の非行時の職業別人員は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、無職者（学生・生徒を除く。）が、前年に比べて0.5ポイント低下したが、39.1%（1,416人）と最も高くなっている。

次に、無職者（学生・生徒を含む。）等に対する有職者は、31.9%（1,156人）となっているが、その内訳を構成比で見ると、技能工、採掘・製造・建設作業及び労務作業のうち建設関係が11.7%と最も高く、次いで同作業のうちその他が6.2%、同作業のうち労務関係が4.3%の順となっている。

第10表 新収容者の非行時の職業別人員

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林業	運輸通信	技能工、採掘・製造・建設作業及び労務作業				その他の職業	無職者		不詳
				調理関係	接客関係	その他			製造関係	建設関係	労務関係	その他		学生・生徒	その他	
総数 (構成比)	3,619 (100.0)	4 (0.1)	26 (0.7)	31 (0.9)	132 (3.6)	40 (1.1)	22 (0.6)	11 (0.3)	41 (1.1)	424 (11.7)	157 (4.3)	225 (6.2)	43 (1.2)	1,045 (28.9)	1,416 (39.1)	2 (0.1)
前年の構成比	100.0	0.2	0.6	1.1	3.4	1.5	0.3	0.8	0.9	12.6	4.8	6.0	1.2	27.0	39.6	-

(注) 30表(10-00-30)参照

11 新収容者の教育程度

平成22年における新収容者の処遇区分別教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数の構成比を見ると、中学校卒業が前年と同様に最も高く33.2%、次いで高等学校中退が31.9%となっている。中学校在学中の者の占める割合は、前年に比べ0.7ポイント上昇しており、高等学校在学中の者の占める割合は、前年に比べ1.8ポイント上昇している。

次に、処遇区分別に教育程度の構成比を見ると、一般短期処遇においては、高等学校中退が32.5%と最も高く、特修短期処遇においては、高等学校在学が32.4%と最も高く、長期処遇においては、中学校卒業が36.1%と最も高くなっている。

第11表 新収容者の処遇区分別教育程度の構成比

処遇区分	教育程度 総数	中学校						高等学校					その他
		在学	卒業	その他	不詳	在学	中退	卒業	不詳				
総数	100.0 (3,619)	48.2 (1,743)	14.6 (530)	33.2 (1,203)	0.3 (10)	- (-)	50.6 (1,832)	15.6 (565)	31.9 (1,155)	3.0 (110)	0.1 (2)	1.2 (44)	
男	100.0	47.8	14.0	33.5	0.2	-	50.9	15.7	32.0	3.2	0.0	1.3	
女	100.0	51.5	20.7	30.2	0.6	-	47.9	14.7	31.1	1.8	0.3	0.6	
前年の構成比	100.0	48.3	13.9	34.2	0.3	-	50.9	13.8	34.1	3.1	-	0.8	
一般短期処遇	100.0	40.2	14.9	25.3	-	-	58.3	22.4	32.5	3.4	-	1.6	
特修短期処遇	100.0	44.1	23.5	20.6	-	-	50.0	32.4	14.7	2.9	-	5.9	
長期処遇	100.0	50.9	14.4	36.1	0.4	-	48.1	13.1	31.9	2.9	0.1	1.0	

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 28表(10-00-28)参照

12 新収容者の不良集団関係

平成22年における新収容者の処遇区分別不良集団関係及び保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時において不良集団に関係のある者とない者について、総数の構成比を見ると、関係のある者50.0%、関係のない者49.2%で、前年に比べ不良集団に関係のある者は0.2ポイント上昇している。不良集団に関係のある者(50.0%)について、その内訳を見ると、地域不良集団が30.8%と最も高く、次いで暴走族が9.1%となっている。

次に、処遇区分別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、一般短期処遇が56.8%、特修短期処遇が55.9%、長期処遇が47.7%となっている。

さらに、保護者別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、実母が54.5%と最も高く、次いで実父義母が53.0%、義父実母が52.0%の順となっている。

第12表 新収容者の処遇区分別不良集団関係及び保護者別不良集団関係の構成比

処遇区分・保護者		不良集団						なし	不詳
		総数	あり	不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団		
処 遇 区 分	総 数	100.0 (3,619)	50.0 (1,810)	8.3 (301)	30.8 (1,113)	9.1 (329)	1.9 (67)	49.2 (1,781)	0.8 (28)
	一般短期処遇	100.0	56.8	11.3	33.4	11.8	0.3	42.8	0.3
	特修短期処遇	100.0	55.9	17.6	17.6	20.6	-	44.1	-
	長 期 処 遇	100.0	47.7	7.2	30.0	8.0	2.4	51.4	0.9
前 年 の 構 成 比		100.0	49.8	8.1	31.3	8.2	2.2	49.0	1.2
保 護 者	実 父 母	100.0	45.6	7.5	26.5	9.9	1.7	53.7	0.6
	実 父	100.0	47.5	6.3	32.0	7.5	1.8	51.8	0.8
	実 母	100.0	54.5	9.7	33.8	9.3	1.7	44.7	0.8
	実 父 義 母	100.0	53.0	13.3	28.9	8.4	2.4	47.0	-
	義 父 実 母	100.0	52.0	7.5	32.3	10.0	2.2	46.4	1.6
	養 父 (母)	100.0	48.9	4.4	35.6	4.4	4.4	48.9	2.2
	そ の 他	100.0	45.4	6.7	31.9	4.2	2.5	54.6	-
	な し	100.0	41.7	16.7	8.3	8.3	8.3	58.3	-
不 詳	100.0	50.0	-	50.0	-	-	50.0	-	

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 31表(10-00-31)及び35表(10-00-35)参照

13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

平成22年における新収容者の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分のある者となない者について、総数の構成比を見ると、前回処分のある者76.5%、前回処分のない者23.5%で、前年に比べ前回処分のある者は1.1ポイント低下している。前回処分のある者(76.5%)について、その内訳を見ると、保護観察が48.5%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が29.7%、少年院送致が18.2%の順となっている。

次に、前回処分のある者(2,768人)について、前回処分後に再非行を犯した者は95.0%に当たる2,629人である。さらに、前回処分後に再非行を犯した者(2,629人)について、その再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が24.3%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が20.3%、1月を超え3月以内が16.7%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

区分	総数	あり	保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	刑の執行・執行猶予等	なし	不詳	
			保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致							
人員	総数	3,619	2,768	1,343	57	505	11	29	822	1	851	-
	男	3,285	2,573	1,256	48	472	8	29	759	1	712	-
	女	334	195	87	9	33	3	-	63	-	139	-
構成比	総数	100.0	76.5	37.1	1.6	14.0	0.3	0.8	22.7	0.0	23.5	-
	男	100.0	78.3	38.2	1.5	14.4	0.2	0.9	23.1	0.0	21.7	-
	女	100.0	58.4	26.0	2.7	9.9	0.9	-	18.9	-	41.6	-
前年の構成比	100.0	77.6	41.2	2.1	10.9	0.6	0.8	22.0	-	22.4	-	
処分あり	(100.0)	2,768	1,343	57	505	11	29	822	1			
前回処分後の非行	(95.0)[100.0]	2,629	1,287	52	487	10	26	766	1			
1月以内	[7.4]	194	123	1	15	1	4	50	-			
3月以内	[16.7]	440	234	5	58	3	5	135	-			
6月以内	[20.3]	535	266	7	107	3	8	144	-			
1年以内	[24.3]	638	312	4	123	2	6	190	1			
1年6月以内	[13.7]	360	160	9	85	1	3	102	-			
2年以内	[8.1]	213	101	8	46	-	-	58	-			
2年を超える	[9.5]	249	91	18	53	-	-	87	-			
前回処分前の非行	(4.6)	128	55	-	15	-	3	55	-			
施設在所中の非行	(0.4)	10	-	5	3	1	-	1	-			
不詳	(0.0)	1	1	-	-	-	-	-	-			

(注) 1 ()内の数は、処分ありの者の処分内容別の構成比で、[]内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 18表(10-00-18)参照

14 新収容者の非行名別処遇課程等

平成22年における新収容者の非行名別処遇課程等は、第14表のとおりである。短期処遇と長期処遇を総数の構成比で見ると、短期処遇が25.8%、長期処遇が74.2%で、前年に比べ短期処遇が2.1ポイント低下し、長期処遇が2.1ポイント上昇している。

処遇課程等別人員と非行名との関係を見ると、最も人員の多い長期処遇の職業能力開発課程（V）の者（1,678人）では、窃盗が659人、傷害が296人、道路交通法違反が134人の順となっている。次に人員の多い一般短期処遇（S）の者（899人）では、窃盗が308人、傷害が208人、道路交通法違反が155人の順となっている。その次に人員の多い長期処遇の生活訓練課程（G）の者（417人）では、窃盗が169人、傷害が64人、強盗が39人の順となっている。

第14表 新収容者の非行名別処遇課程等

非 行 名	総 数	短 期 処 遇			長 期 処 遇							
		S	O		G	V	E	H	P	M		
総 数	3,619	933	899	34	2,686	417	1,678	306	215	25	45	
	(100.0)	(25.8)	(24.8)	(0.9)	(74.2)	(11.5)	(46.4)	(8.5)	(5.9)	(0.7)	(1.2)	
刑 法 犯	2,949	718	689	29	2,231	361	1,367	276	178	20	29	
公務執行妨害	21	6	5	1	15	4	11	-	-	-	-	
放 火	29	5	4	1	24	2	7	3	6	-	6	
住居侵入	34	10	9	1	24	-	14	5	4	-	1	
強制わいせつ・強姦	167	28	28	-	139	16	72	24	27	-	-	
殺 人	13	1	1	-	12	4	3	-	4	-	1	
傷 害	719	216	208	8	503	64	296	103	31	2	7	
自動車運転過失致死傷	54	19	17	2	35	9	23	1	1	1	-	
窃 盗	1,362	320	308	12	1,042	169	659	109	86	12	7	
強 盗	190	36	35	1	154	39	98	8	5	2	2	
詐 欺	60	13	13	-	47	12	31	3	1	-	-	
恐 喝	189	36	35	1	153	32	96	16	5	2	2	
暴力行為等処罰に関する法律	7	3	2	1	4	2	1	-	-	-	1	
そ の 他	104	25	24	1	79	8	56	4	8	1	2	
特 別 法 犯	574	199	194	5	375	53	274	11	20	4	13	
覚せい剤取締法	118	8	8	-	110	19	77	1	2	2	9	
道 路 交 通 法	329	160	155	5	169	21	134	6	7	1	-	
毒物及び劇物取締法	34	10	10	-	24	3	18	-	1	1	1	
そ の 他	93	21	21	-	72	10	45	4	10	-	3	
ぐ 犯	96	16	16	-	80	3	37	19	17	1	3	
前年の構成比	100.0	27.9	26.9	1.0	72.1	11.0	46.1	7.3	5.5	0.7	1.4	

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷、強姦には同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照

3 () 内の数は、新収容者総数に対する処遇課程等ごとの構成比である。

4 16表(10-00-16)参照

15 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等

平成22年における新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等は、第15表のとおりである。再入者（前回処遇課程等のある者）681人（新収容者に対する構成比18.8%）について前回と今回の処遇課程等を見ると、前回処遇課程等で最も多い職業能力開発課程（V）の者（303人）の今回の処遇課程等は生活訓練課程（G）が181人と最も多く、次いで職業能力開発課程（V）が114人となっている。前回処遇課程等中次に多い一般短期処遇（S）の者（194人）の今回の処遇課程等は、職業能力開発課程（V）が164人と最も多く、次いで生活訓練課程（G）が26人となっている。

第15表 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等

前回処遇課程等 今回処遇課程等	総数	あり											なし
		短期処遇	S	O	長期処遇	G	V	E	H	P	M		
総数	3,619	681	201	194	7	480	44	303	88	37	1	7	2,938
		(100.0)	(29.5)	(28.5)	(1.0)	(70.5)	(6.5)	(44.5)	(12.9)	(5.4)	(0.1)	(1.0)	
短期処遇	933	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	932
S	899	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	898
O	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34
長期処遇	2,686	680	200	194	6	480	44	303	88	37	1	7	2,006
G	417	280	27	26	1	253	36	181	26	8	-	2	137
V	1,678	360	167	164	3	193	3	114	60	15	-	1	1,318
E	306	4	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	302
H	215	12	-	-	-	12	-	-	-	11	-	1	203
P	25	5	1	1	-	4	2	1	-	-	1	-	20
M	45	19	1	-	1	18	3	7	2	3	-	3	26

(注) 1 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照
 2 () 内の数は、再入者（前回処遇課程等のある者）に対する処遇課程等ごとの構成比である。
 3 34表（10-00-34）参照

16 出院者の人員

平成22年における出院者の人員は3,912人で、前年に比べ20人（0.5%）増加している。これを男女別に見ると、男子が3,491人（構成比89.2%）、女子が421人（同10.8%）となっている。

また、退院又は仮退院別に見ると、退院が29人（構成比0.7%）、仮退院が3,883人（同99.3%）となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。退院及び仮退院の構成比を見ると、平成22年は、前年に比べ仮退院が0.1ポイント低下している。

第16表 出院者の人員の推移

区分	平成13年	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
人員	総数	5,981	6,043	5,789	5,626	5,023	4,799	4,405	4,033	3,892	3,912
	男	5,364	5,418	5,244	5,097	4,497	4,249	3,938	3,626	3,492	3,491
	女	617	625	545	529	526	550	467	407	400	421
人員	退院	193	195	202	190	137	88	61	39	23	29
	仮退院	5,788	5,848	5,587	5,436	4,886	4,711	4,344	3,994	3,869	3,883
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	退院	3.2	3.2	3.5	3.4	2.7	1.8	1.4	1.0	0.6	0.7
	仮退院	96.8	96.8	96.5	96.6	97.3	98.2	98.6	99.0	99.4	99.3

(注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう（用語の解説参照）。

2 1表（10-00-01）参照

17 仮退院者の処遇区分別在院期間

平成22年における仮退院者のうち、短期処遇対象者の在院期間別人員は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、一般短期処遇においては、141～161日が57.6%と最も高く、次いで120～140日が22.5%、162～182日が16.9%の順となっている。

また、特修短期処遇においては、57～77日が58.8%であり、次いで78～98日が41.2%となっている。

第17表 仮退院者（短期処遇対象者）の在院期間別人員

処遇区分	在院期間									
	総数	56日以下	57～77日	78～98日	99～119日	120～140日	141～161日	162～182日	183日以上	
人員	一般短期処遇	995	—	—	—	2	224	573	168	28
	特修短期処遇	34	—	20	14	—	—	—	—	—
構成比	一般短期処遇	100.0	—	—	—	0.2	22.5	57.6	16.9	2.8
		(100.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	(21.1)	(61.9)	(15.2)	(1.8)
	特修短期処遇	100.0	—	58.8	41.2	—	—	—	—	—
		(100.0)	(—)	(51.2)	(48.8)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 41表（10-00-41）及び42表（10-00-42）参照

次に、長期処遇対象者の在院期間別人員は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると361～450日が42.6%と最も高く、次いで271～360日が40.0%の順となっている。

第18表 仮退院者（長期処遇対象者）の在院期間別人員

区分	在院期間	総 数	180日 以 下	181～ 270日	271～ 360日	361～ 450日	451～ 540日	541～ 630日	631～ 720日	721日 以 上
人 員		2,854	2	16	1,141	1,215	267	112	40	61
構 成 比		100.0	0.1	0.6	40.0	42.6	9.4	3.9	1.4	2.1
(前年の構成比)		(100.0)	(-)	(0.7)	(42.7)	(40.3)	(9.5)	(3.9)	(1.0)	(1.9)

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 40表 (10-00-40) 参照

18 出院者の職業補導

平成22年における出院者の職業補導種目別実施人員は、第19表のとおりである。職業補導を受けた者は出院者の95.6%に当たる3,740人である。

職業補導を受けた者 (95.6%) について、その内訳を見ると、窯業が14.0%と最も多く、次いで農業が13.8%、溶接が11.8%の順となっている。

第19表 出院者の職業補導種目別実施人員

種 目	人 員	構 成 比	種 目	人 員	構 成 比
総 数	3,912	100.0 (100.0)	事務・ワープロ	279	7.1 (7.9)
木 工	446	11.4 (13.7)	建設機械運転	47	1.2 (0.8)
窯 業	547	14.0 (13.3)	農 業	538	13.8 (14.8)
建 築	1	0.0 (0.3)	土 木 建 築	136	3.5 (3.5)
園 芸	377	9.6 (9.1)	応 接 サ ー ビ ス	32	0.8 (1.1)
溶 接	462	11.8 (11.3)	手 工 芸	149	3.8 (3.6)
板 金	21	0.5 (0.6)	配 管	-	- (-)
職 業 指 導	295	7.5 (5.5)	介 護 サ ー ビ ス	29	0.7 (0.8)
自 動 車 整 備	5	0.1 (0.0)	ク リ ー ニ ン グ	70	1.8 (1.8)
情 報 処 理	108	2.8 (2.7)	理 容	-	- (-)
電 気 工 事	15	0.4 (0.4)	そ の 他	147	3.8 (4.0)
印 刷	11	0.3 (0.2)			
技 術 家 庭	25	0.6 (0.6)	な し	172	4.4 (4.1)

(注) 1 職業補導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

2 () 内の数は、前年の構成比である。

3 45表 (10-00-45) 参照

19 出院者の資格・免許

平成22年における出院者の資格・免許種目別取得人員は、第20表のとおりである。職業補導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の47.7%に当たる1,866人で、前年の構成比（46.6%）に比べ1.1ポイント上昇している。取得した者（47.7%）について、その内訳を見ると小型車両系建設機械運転特別教育が7.9%と最も高く、ガス溶接技能講習が7.6%、ワープロ検定が6.3%の順となっている。

次に、職業補導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の53.9%に当たる2,110人で、前年の構成比（52.0%）に比べ1.9ポイント上昇している。取得した者（53.9%）について、その内訳を見ると危険物取扱者が16.1%と最も高く、次いで、珠算検定（4級以下）が9.9%、小型車両系建設機械運転特別教育が6.9%の順となっている。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員

種 目	職業補導に関連のあるもの		職業補導に関連のないもの	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
総 数	3,912	100.0 (100.0)	3,912	100.0 (100.0)
ガス溶接技能講習	296	7.6 (7.3)	140	3.6 (3.5)
アーケ溶接特別教育	152	3.9 (3.5)	28	0.7 (0.8)
手アーケ溶接検定	144	3.7 (3.7)	4	0.1 (0.2)
半自動溶接検定	17	0.4 (0.3)	1	0.0 (0.1)
ステンレス鋼等溶接検定	2	0.1 (0.2)	—	— (—)
珠算検定(3級以上)	1	0.0 (0.1)	129	3.3 (3.2)
珠算検定(4級以下)	—	— (0.1)	389	9.9 (9.6)
自動車整備士	5	0.1 (0.1)	—	— (—)
基本情報技術者	20	0.5 (0.5)	7	0.2 (0.1)
電気工事士	20	0.5 (0.4)	1	0.0 (—)
危険物取扱者	102	2.6 (3.4)	631	16.1 (15.7)
パソコン検定	94	2.4 (2.7)	2	0.1 (0.1)
ワープロ検定	245	6.3 (5.4)	36	0.9 (1.1)
大型特殊自動車運転免許	61	1.6 (1.6)	1	0.0 (0.0)
車両系建設機械運転技能講習	30	0.8 (0.6)	22	0.6 (0.2)
小型車両系建設機械運転特別教育	308	7.9 (7.5)	271	6.9 (6.9)
販売士	69	1.8 (1.8)	3	0.1 (0.1)
簿記検定	5	0.1 (0.1)	1	0.0 (0.1)
消防設備士	1	0.0 (—)	—	— (0.0)
訪問介護員養成研修	60	1.5 (1.1)	—	— (—)
クリーニング師	17	0.4 (0.3)	2	0.1 (—)
その他	217	5.5 (5.9)	442	11.3 (10.3)
なし	2,046	52.3 (53.4)	1,802	46.1 (48.0)

(注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なもの一を計上した。

2 「職業補導に関連のないもの」の「その他」は、中学校卒業程度認定試験、高等学校卒業程度認定試験（一部科目合格）、高等学校卒業程度認定試験（認定試験合格）を含む。

3 () 内の数は、前年の構成比である。

4 47表(10-00-47)及び48表(10-00-48)参照